

令和5年第22回選挙管理委員会定例会会議録			
開催日時	令和5年6月14日(水) 午後 4時00分から 午後 5時00分まで		
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員	
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査	
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし
会議の結果 及び 主な発言	議案等		結果
	議案 34号	旧方南区民集会所の改修工事における期日前投票所代替地について	決定
	報告 22-1	投票管理者・立会人アンケート結果について（期日前）	了承
	報告 22-2	投票管理者・立会人アンケート結果について（当日）	了承
	報告 22-3	投票所庶務主任アンケート結果について	了承
協議	衆議院議員選挙（東京都第27区）の選挙長事務に関する協定書（案）について		—
委員長	これから令和5年第22回の定例会を開会いたします。		
	<旧方南区民集会所の改修工事における期日前投票所代替地について>		
委員長	議案第34号について、事務局から説明をお願いします。		
局長	<p>議案第34号をご覧ください。</p> <p>旧方南区民集会所の改修工事における期日前投票所代替地についてです。</p> <p>今回議案とする経緯ですが、これまで期日前投票所として旧方南区民集会所を使用してきましたが、今年の6月から区立施設再編整備計画に基づく、新たな多世代型施設コミュニティふらっと方南への改修工事が開始されます。コミュニティふらっと方南としての開設は来年の1月からの予定ですので、改修工事の間に万が一、衆議院解散等の突発的な選挙があった場合には当該施設が使えません。そこで、改修工事の期間に限り、方南会館を旧方南区民集会所の代替施設とすることを検討しております。方南会館は期日前投票所の設備を備えておりませんので、ネットワーク工事等が必要となります。</p> <p>また、今後の進め方の「(2) その他、突発的な選挙執行により代替地として利用確定した場合の対応」について、近隣の町会長への説明やその地域住民への周知が必要となります。</p> <p>さらには、区公式ホームページや選挙時の広報すぎなみで周知するとともに、選挙のお知らせに案内を同封することで対応したいと思っております。</p> <p>期日前投票所の告示については、当該選挙時に行う投票所告示の中で、投票所の名称、所在地及び期日前投票所を設ける期間を告示します。</p> <p>以上、議案第34号の説明となります。</p>		

委員長	ありがとうございました。本議案が決定されれば、ネットワーク工事等が始まるようですが、委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
小井委員	方南会館は、区民の方が利用する施設ですか。
局長	そうです。
委員長	現在期日前投票所として使用している久我山会館や浜田山会館と同じ位置づけですね。 質問ですが、旧方南区民集会所がコミュニティふらっと方南に生まれ変わったら、またコミュニティふらっと方南に期日前投票所を戻すのですか。
局長	その予定です。 コミュニティふらっと方南の整備に関する説明会においても、引き続き選挙の期日前投票所となる予定と説明しています。
委員長	ネットワーク工事は、どれくらい期間を要するものなのですか。
局長	NTT関連の工事会社が下見に行き、その後の工事となりますので、依頼をしてから工事完了まで1ヶ月程度はかかります。
委員長	方南会館では地下のホールが投票所になるのですか。
主査	方南会館はエレベーターがありませんので、地下を投票所とすることができません。1階に第1集会室と第2集会室がありますので、その2室を一体利用して期日前投票所とする予定です。
委員長	それでは、議案第34号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	それでは万が一に備えて、方南会館を期日前投票所として使用できる準備を進めてください。
	<投票管理者・立会人アンケート結果について（期日前）>
委員長	次に、報告事項22-1をお願いします。
局長	今回の報告事項3件はすべて選挙のアンケート結果ですので、3件一括して説明させていただきます。 まず、報告事項22-1です。 回収率は6割弱です。投票に関すること、委託業者に関すること、事務統括者に関すること、期日前投票管理者・立会人等に関すること、新型コロナウイルス感染症対策についての5項目とその他に分類されております。 まず、投票に関することについて、期日前投票所のレイアウトは、9割以上の方が良かった・普通と回答しています。ただし、区役所の期日前投票所では投票箱に気づかずに迷う人もいたようです。 また、選挙人の投票行動については、良かったと普通を合わせて9割以上ですので良好な形で投票は行われたということですが、親御さんが子供に投函させようとするケースが期日前投票所全体でみられたようです。 次に、委託業者に関することについて、リーダーと一般従事者の勤務態度は、どちらも良かったと普通を合わせて9割以上なので、いい評価を得ております。 選挙人への案内がわかりやすいものであったかについても、良かったと普通を合わせて9割以上なので、良い評価となっております。 次に、事務統括者に関することについて、事務統括者は区の係長級が主に務

	<p>めますが、こちらも良かったと普通を合わせて9割以上となっております。悪かったという評価はありませんでした。</p> <p>次に、期日前投票管理者、立会人、病院等での外部立会人について、良かったと普通を合わせて9割弱ですので、良い評価となっています。</p> <p>次に、新型コロナウイルス感染症対策についても、良い評価をいただいております。アルコール消毒液の利用者は以前より減ったと感じたという感想もありました。</p> <p>最後に、その他について、選挙人に対する規制が年々緩和されているが、ある程度の規制は必要だと感じるという意見や、予想を超える投票者で忙しかったとは思いますが、対応については思いやりをもって行う必要があるという意見等がありました。</p> <p>以上、報告事項22-1の説明となります。</p>
	<p align="center"><投票管理者・立会人アンケート結果について（当日）></p>
<p align="center">局 長</p>	<p>次に、報告22-2については、当日投票所の投票管理者・立会人からのアンケート結果です。</p> <p>こちらのアンケート回収率も期日前投票の場合と同様に6割弱となっております。</p> <p>まず、投票に関することについては、子供に投函させようとする親がいるという意見が多くありました。</p> <p>また、投票所での導線に関して、投函後に出口に迷う方がおられたという意見もありました。</p> <p>次に、区職員に関することについては、勤務態度が良く、指示や説明も適切丁寧だったという意見が多くありました。</p> <p>投票所は寒かったけれども、毛布やカイロの手配が迅速でよかったという意見や、障害者への対応も丁寧だったという意見もありました。</p> <p>従事する職員が多すぎると感じたという意見も寄せられておりますが、これは投票所に選挙人の方が来られた時のピーク時の対応を踏まえて職員を割り当てております。選挙人の方が来られる時間帯には波がありますので、少ない時に手持ちぶさたになってしまうと、職員が多いと感じられることもあるかもしれません。</p> <p>次に、投票管理者・立会人に関することについては、休憩を適切に取れてよかったという意見が多くありました。</p> <p>また、私語が多い立会人がいたという意見や投票箱が立会人から遠すぎたり、反対に近すぎたりして、確認しづらかったという意見がありました。</p> <p>次に、投票所全体の新型コロナウイルス感染症対策については、定期的な換気や消毒等、十分な対策が行われていたという意見がありました。また、期日前のアンケートとは異なり、入口・出口の消毒液の利用者が多く、設置してよかったとの意見がありました。</p> <p>最後に、その他については、入口・出口のスロープ付近が暗いので、投光器等があると良い等、ご意見をいただいております。</p> <p>以上、報告事項22-2の説明となります。</p>
	<p align="center"><投票所庶務主任アンケート結果について></p>
<p align="center">局 長</p>	<p>最後に、報告22-3については、投票所庶務主任からのアンケート結果です。アンケート回収率は94%です。</p> <p>まず、設営委託業者の設営作業については、良いと普通を合わせて8割以上の評価となっております。</p>

	<p>次に、投票所送致物品について今後要望したい物品については、カイロ等の防寒グッズ、ティッシュペーパー、絆創膏や表示物の関係が挙げられております。</p> <p>次に、派遣職員については、配置状況は案内受付のみが8割以上となっております。</p> <p>また、勤務態度については、良いと普通を合わせて9割以上の評価でした。なお、元気のない派遣職員がいたようで、選挙人に対しては元気に挨拶してほしいとの意見がありました。</p> <p>次に、投票管理者・立会人について、20歳代以下の若年の投票立会人の勤務態度については、悪いという意見はありませんでした。</p> <p>次に、選挙事務従事者数について、適切が87%ですので、現状の配置人数に対しては概ね良い評価をいただいております。</p> <p>次に、選挙のお知らせについて、投票日当日は指定の投票所でしか投票できない旨の記載をしてほしいとの意見がありました。期日前投票所はどの投票所でも投票できることから、投票日当日も期日前投票と同じであると考えている方もおられるので、選挙のお知らせに同封する案内に記載はございますが、さらなる周知の要望がありました。</p> <p>次は、18歳未満の子どもの入場について、報告22-1・報告22-2と同様に、子供に投函させようとする親が多いという意見が多くありました。</p> <p>次に、投票用紙の撮影及び選挙公報の投票所内への持ち込みについて、記載台に行ってから選挙公報を見せてほしいと言われて苦慮した等の意見がありました。</p> <p>最後は、その他について、掲示物が増加しているが、学校は掲示場所が少ないため、選挙人の導線上に掲示することが難しいという意見がありました。掲示物も増やせばいいということでもないので、難しい問題の一つにはなっております。</p> <p>以上、報告事項22-3の説明となります。</p>
委員長	ありがとうございました。現場の生の声を聞かせていただきましたが、委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。
小井委員	庶務主任のアンケートにありましたが、絆創膏はあった方がいいのではないかと思います。
局長	投票所に送っている物品は既に飽和状態ですので、送付物品は選別していかなくてはなりません。
小井委員	確かに、学校は掲示物を貼るスペースは限定されるかもしれませんね。
局長	学校の体育館の壁などは、掲示物を貼る想定がされていないので、掲示物をたくさん送っても、結局送付した掲示物を貼るスペースがないという問題があります。
松島委員	以前に選挙事務をやっていた頃の話ですが、校舎の壁にガムテープを貼ると掲示物を剥がす際に壁のペンキ部分も一緒に剥がしてしまっ、怒られた記憶があります。
局長	今は剥がれにくい養生テープを送っております。
委員長	子供に投函させようとする親が多いという意見はよく聞きますが、そういう場合は注意しないといけないのですよね。
局長	選挙人が自ら投票箱に入れなければならないと公職選挙法及び公職選挙法施行令に記載されております。

梅田委員長 職務代理	子供を連れて投票に行くこと自体は、教育上良いことだと思います。ただし、投函は選挙人が自ら行わないといけないことを選挙人に周知することが大切です。
委員長	投票所内のレイアウトや選挙人の導線は、どのように決めているのですか。
局長	庶務主任と施設管理者との話し合いで決めていただいております。
委員長	投票済証に関する意見もありますね。年々、投票済証を求める人が増えてきているのでしょうか。
局長	投票済証を希望される方は年々増えています。
委員長	報告事項 22 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
委員長	スロープの設置や明るさの問題等の意見は、事故につながらないように対応をお願いします。
	<衆議院議員選挙（東京都第 27 区）の選挙長事務に関する協定書（案）について>
委員長	続いて、協議事項をお願いします。
局長	<p>衆議院議員選挙（東京都第 27 区）の選挙長事務に関する協定書（案）をご覧ください。</p> <p>衆議院の解散がメディアで取り上げられておりますが、次回衆議院議員選挙が執行される場合、小選挙区について杉並区では今までの東京都第 7 区と東京都第 8 区の一部が合わさって東京都第 27 区となります。東京都第 27 区は杉並区と中野区との合区ですので、どちらの区が選挙長事務を行うかを決めておく必要があります。東京都第 27 区の有権者数においては、中野区が大勢を占めておりますので、中野区から協定書の案文が届きました。</p> <p>協定書の内容は、6 項目あります。</p> <p>一つ目、選挙長担当委員会は、中野区選挙管理委員会が行う。</p> <p>二つ目、選挙長と同職務代理者は、選挙長担当の選挙管理委員会委員のうちから選任する。</p> <p>三つ目、立候補受付場所は、選挙長担当の選挙管理委員会が指定した場所とする。</p> <p>四つ目、選挙会の開催場所は、選挙長の指定した場所とし、日時は、開票日の翌々日の午前 10 時とする。</p> <p>五つ目、ポスター掲示場の面数や色等は、杉並区と中野区の選挙管理委員会の協議の上、統一する。</p> <p>六つ目、事務分担は、東京都選挙管理委員会が発行する事務処理の手引及び立候補届出の手引に基づくものとし、定めのないものは、両選挙管理委員会間で協議して決定する。</p> <p>この 6 項目についてご検討いただき、次回 6 月 28 日の選挙管理委員会定例会時に了承いただければ、中野区にその旨報告し、協定を結ぶ手続きをとらせていただきたいと思います。</p> <p>以上、協議事項の説明となります。</p>
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。四つ目の選挙会について、もう少し詳しく説明してもらえますか。

局 長	<p>選挙会では当選人の決定を行います。杉並区と中野区の開票結果を足し上げて一番得票の多い人が当選人となります。</p> <p>公職選挙法の規定により、選挙会は開票の報告を受けた日、又はその翌日に行います。衆議院議員選挙が即日開票である場合、杉並区から中野区に開票結果の報告をするのは翌月曜日になります。規定上、報告を受けた月曜日又はその翌日の火曜日に選挙会を行うこととなりますので、協定書より選挙会は火曜日に行うこととなります。</p>
委員 長	東京都第 27 区の当選人が確定するのは、選挙会の後なのですか。
局 長	<p>そうです。</p> <p>今までの東京都第 7 区は、渋谷区が選挙長を引き受けてくれていました。渋谷区、中野区、目黒区、品川区、杉並区の 5 区の開票結果を合算して渋谷区で当選人の決定を行っていました。</p>
委員 長	前回の東京都第 7 区選挙会の日程はどうなっていたのですか。
選挙法規担当係長	令和 3 年 10 月 31 日執行の衆議院議員選挙は、日曜日が投・開票日でした。開票作業は翌月曜日の明け方までかかり、月曜日中に渋谷区へ開票結果を報告しました。渋谷区では、杉並区を含む 4 区からの報告があった日の翌日 11 月 2 日火曜日午前 10 時から選挙会が開催されています。
委員 長	協議事項についてはよろしいですか。
一 同	報告了承。
	<その他>
委員 長	本日の予定されている議案・報告等は終了しましたが、その他にございますか。
局 長	<p>6 月 12 日の総務財政委員会では、杉並区議会議員選挙の開票結果について報告をいたしました。</p> <p>田中朝子委員から、杉並区の投票率は 23 区中どれくらいの順位だったのか、また前回から投票率が約 4.1 ポイント上がったが、さらなる投票率アップのために何か考えていることがあるのかとの質問がありました。</p> <p>まず、杉並区の投票率は 23 区中ちょうど真ん中くらいに位置していると回答しました。</p> <p>また、投票率アップにつながる啓発については、若年層への啓発、模擬投票や出前授業を中心に行っていること、インターネットの活用、昨年農芸高校の生徒の方と撮影したユーチューブのようなものを考えて次回に向けて何かやればと回答しました。</p>
委員 長	ありがとうございました。その他に何かありますか。
主 査	<p>6 月 7 日に文化学園大学杉並高等学校で出前授業・模擬投票を実施してきました。高校 3 年生を対象に、9 クラス 270 名の生徒の皆様に参加していただきました。</p> <p>出前授業では、選挙に関する仕組みや投票の流れについて説明しました。また、候補者を選ぶための手段について、選挙公報や民間事業者が独自に調査・実施しているポータルマッチなどを紹介しました。</p> <p>出前授業後には模擬投票を行いました。生徒の皆様にご投票してもらって、開票までを体験していただきました。</p>

	生徒の皆様からのアンケートが戻ってきましたら、アンケート結果について報告いたします。
委員長	文化学園大学杉並高等学校は、いつもこの時期に模擬投票をやる学校なので すか。
主査	コロナ前は、ほぼ毎年実施させていただいていた学校です。
委員長	その他に何かありますか。
局長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局長	次回の第23回の定例会は、6月28日の水曜日に行います。内容は、明るい 選挙推進協議会についての報告等が予定されております。 (議題書に沿って、6月19日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会 を終了します。